

船舶事故調査報告書

平成25年8月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年10月27日（土） 15時10分ごろ
発生場所	和歌山県田辺港第1区の ^{はたけ} 畠島南東方沖 和歌山県白浜町所在の ^{ばんしよはな} 番所鼻灯台から真方位088° 2,910m 付近 (概位 北緯33° 41.6' 東経135° 21.9')
事故調査の経過	平成24年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{イーエスエフツー} ESFⅡ、5トン未満 252-16433 和歌山、上西興産株式会社 9.03m (Lr) × 2.40m × 0.55m、FRP ディーゼル機関、169.16kW、平成2年3月7日 B プレジャーボート さらえ丸、5トン未満 252-15481 和歌山、個人所有 4.68m (Lr) × 1.67m × 0.63m、FRP ガソリン機関、18.38kW、昭和63年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月1日 免許証交付日 平成20年11月5日 (平成25年11月30日まで有効) B 船長B 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月17日 免許証交付日 平成20年2月29日 (平成25年6月29日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首左舷側に擦過傷 B 右舷後部外板及び船首部のかんざしに破損、船首部に設置したポールに曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長Aが、

	<p>操舵室内の右舷側に設けられた操縦席に腰を掛け、手動操舵で約10km/hの対地速力として畠島南東方沖を北東進した。</p> <p>船長Aは、左右に設置された養殖筏の間を航行していたとき、右舷船首方に白波を立てて入港して来るプレジャーボートを認め、左方に変針して同船を避けたのち、針路を元に戻して北東進中、海中の浮流物か何かに接触したと感じ、機関を停止して後方を見たところ、B船を認め、引き返してB船乗船者のけがの有無を確認した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、畠島南東方の水深約7mの釣り場において、東寄りの風に船首を立てて船外機を止め、錨泊したのち、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、前方を向いて船尾端に座り、右舷側に竿を出して竿先を見ていたところ、右舷船首方20m付近で錨泊して釣りを行っていた小型船（以下「C船」という。）の船長（以下「船長C」という。）から、A船がB船に接近しており、危険であることを知らされた。</p> <p>船長Bは、船長Cの声を聞いて振り返ったところ、A船がB船の右舷船尾付近に達していることを認め、平成24年10月27日15時10分ごろ、B船の右舷後部とA船の船首部とが衝突し、B船の右舷後部から左舷船首方へ乗り切ったA船を見た。</p> <p>船長Aは、B船が自力航行できることを確認し、両船がそれぞれ自力航行して白浜町網不知漁港内のA船の出港場所に到着したのち、110番通報した。</p> <p>（付図1 事故発生場所図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、船首方に見張りの妨げとなる構造物はなく、約10km/hの対地速力では、船首浮上は生じなかった。</p> <p>船長Aは、約7～8年前から年間を通して月に1～2回程度、本事故発生場所付近を航行していた。</p> <p>船長A及びA船の同乗者は、出港後、共に操舵室にいたので、救命胴衣を着けていなかった。</p> <p>B船は、船体が白色で甲板上に構造物がない和船型であり、夜間航行を行うため、船首部に高さ約2m及び直径約4cmのステンレス製のポールを立てて上端に白色全周灯を、その約1m下方に両色灯をそれぞれ設置していた。</p> <p>B船の乾舷は、船首部で約50～60cm、船尾部及び中央部で約30cmであった。</p> <p>船長Bは、ふだんは救命胴衣を着ていたが、1年のうち1～2回程度、出港場所である白浜町堅田漁港から近距離の畠島南側で釣りを行うときは救命胴衣を着ておらず、本事故発生当日も救命胴衣を着ていなかった。</p>

	<p>船長Bは、A船がB船の右舷船尾付近に達していることを認めたと き、立ち上がる余裕もなく、何もできなかった。</p> <p>本事故発生場所付近には、地元の漁業協同組合等が設置した約12m 四方の小割式の養殖筏が多数設置され、同養殖筏の海面上の高さは約 1mであった。</p> <p>船長Cは、畠島南東方沖において、船首を東方に向けて錨泊して釣 りを行っていたところ、B船がC船の左舷船尾方20m付近に錨泊 し、船長Bが釣りを開始したところを見た。</p> <p>船長Cは、船尾に置いた椅子に左舷側を向いて腰を掛け、やや船尾 方を向いて釣りを行っていたところ、A船がB船に向かって来ている ことを認め、約2～3分後、船長Bに危険であることを伝えた直後、 A船の船首部とB船の右舷後部とが衝突したところを見た。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A 不明、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、畠島南東方沖を北東進中、船長AがB船に気付かずに航行 していたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、畠島南東方沖で錨泊して釣り中、船長Bが後方の見張りを 行っていなかったことから、船長CにA船が接近していることを知ら され、振り返った際、A船を認めたが、A船がB船の右舷船尾付近に 達しており、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、畠島南東方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊し て釣り中、船長AがB船に気付かずに航行しており、また、船長Bが 後方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発 生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、見張りを適切に行うこと。 ・救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けるこ と。

付図1 事故発生場所図

